

## 管理職員特別勤務手当に関する規則

〔平成7年3月31日〕  
規則第27号

改正 平成17年3月18日規則第10号 平成18年10月30日規則第15号

平成19年5月1日規則第9号 平成20年3月31日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(平成18年北但行政事務組合条例第7号)において準用する豊岡市職員の給与に関する条例(平成17年豊岡市条例第51号。以下「豊岡市条例」という。)第27条に基づき、管理職員特別勤務手当の額等に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理職員特別勤務手当の額等)

第2条 豊岡市条例第27条第2項の規則で定める額は、管理職手当に関する規則(平成7年規則第26号。以下「管理職手当規則」という。)第2条各号に規定する職にある職員について、次の各号に掲げる額とする。

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 職務の級が7級の職員 | 10,000円 |
| (2) 職務の級が6級の職員 | 8,000円  |
| (3) 職務の級が5級の職員 | 6,000円  |
| (4) 職務の級が4級の職員 | 4,000円  |

2 前項の規定にかかわらず、勤務に従事した時間が3時間以下の場合における管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による額が6,000円以上の職にある職員にあっては6,000円、その以外の職にある職員にあっては4,000円とする。

3 豊岡市条例第27条第2項ただし書きの規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

(管理職員特別勤務手当の支給)

第3条 管理職員特別勤務手当は、月の1日から末日までの分を翌月の給料日に支給する。

(補則)

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附則(平成17年3月18日規則第10号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則(平成18年10月30日規則第15号)

この規則は、交付の日から施行する。

附 則（平成 19 年 5 月 1 日規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職手当に関する規則の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 11 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。